不適切な服務管理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 都市整備部　住宅建築局　　住宅経営室 | 新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 非常勤職員 | ワクチン接種日 | ワクチン接種に必要と認める時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間　　 |
| Ａ | 令和４年12月６日 | 午前10時00分から午前11時00分まで | 午前９時30分から午後４時00分まで（全日） |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方公務員法】(職務に専念する義務)第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。【職務に専念する義務の特例に関する条例】（職務に専念する義務の免除）第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。二　前二号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合【職務に専念する義務の特例に関する規則】（職務に専念する義務の免除）第２条　職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。12　前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合【令和５年５月８日付け改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する事務取扱要領】第８－５　新型コロナワクチン接種を受ける場合の職務専念義務免除の取扱いについて新型コロナワクチン接種を受ける場合の服務の取扱いについては、本府人事委員会との協議の上、職免規則第２条第12号に該当するも のとし、職務に専念する義務の免除の取扱いについては、次のとおりとする。(1)職務に専念する義務を免除する場合ａ　医療従事者等に該当する職員以外の職員が新型コロナワクチン接種を受ける場合(2)職務に専念する義務を免除する期間必要と認める期間又は時間【新型コロナウイルス感染に関する職場対応ＦＡＱ（所属向け）R４．４．１】Ｑ23　非常勤職員の就業等規則に規定のある特別休暇には、勤務時間や任用期間の付与要件があるが、本ＦＡＱ掲載の職務専念義務免除や特別休暇は、すべての非常勤職員が対象となるのか。→本ＦＡＱ掲載の職務専念義務免除や特別休暇は、勤務時間等にかかわらずすべての非常勤職員が対象となります。 | 検出事項について、職務専念義務の免除が必要と認められる時間以外の時間は、免除を取り消し、年次休暇とする処理を行った。原因は、職務専念義務の免除が認められる時間について職員及び承認者が正しく認識できていなかったことによるものであり、所属内に改めて職務専念義務の免除に係るルールを周知した。今後は、申請者及び承認者において免除が認められる時間を確認することを徹底し、法令等に基づいた適正な事務執行を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月１日から同年７月５日まで）